

上ヶ原浄水場再整備等事業
入札説明書

令和元年6月7日
令和元年7月12日修正
神戸市水道局

目 次

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称.....	2
2	事業の対象となる公共施設等の種類.....	2
3	事業目的.....	2
4	対象となる事業の概要.....	2
5	事業の範囲.....	2
6	事業期間.....	4
7	事業スケジュール（予定）.....	4
8	事業方式.....	4
第 3	応募条件等	5
1	入札参加者の全体構成.....	5
2	入札参加者の参加資格要件.....	6
3	応募に関する留意事項.....	8
4	選定方法及びスケジュールについて.....	9
5	応募手続等.....	10
6	入札にあたっての留意事項.....	15
第 4	落札者の選定	17
1	落札者の選定方法.....	17
2	事業者選定評価委員会の設置.....	17
3	審査の内容.....	17
4	審査項目.....	17
5	落札者の決定.....	18
6	審査結果及び評価公表.....	18
7	事務局.....	18
第 5	提示条件	19
1	事業フレーム.....	19
2	市の支払に関する事項.....	19
3	選定事業者の収入.....	20
4	選定事業者の事業契約上の地位.....	20
5	入札保証金及び契約保証金.....	20
6	市と選定事業者の責任分担.....	21
7	特別目的会社に関する取扱い.....	21
第 6	事業実施に関する事項	22
1	市による本事業の実施状況の確認.....	22
2	事業期間中の選定事業者と市の関わり.....	22

第 7	契約の考え方	23
1	基本協定の締結	23
2	契約手続き	23
3	事業契約の概要	23
4	入札金額と契約金額	23
5	議会への報告	23
第 8	その他	24
1	基本協定に違反した場合の取扱い	24
2	特定事業の選定の取消し	24
3	情報公開及び情報提供	24
4	入札説明書等に関する問い合わせ先	24

<入札説明書別添資料>

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 落札者決定基準
- 別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集
- 別添資料 4 基本協定書 (案)
- 別添資料 5 事業契約書 (案)

第1 入札説明書の定義

この「上ヶ原浄水場再整備等事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）では、神戸市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）」に基づき、特定事業として選定した「上ヶ原浄水場再整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札に参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）を対象に配布するものである。

本事業の基本的な考え方については、実施方針（平成 31 年 2 月 15 日公表。以下「実施方針」という。）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する意見・質問への回答（平成 31 年 4 月 12 日公表、以下「質問回答書」という。）を踏まえて、入札説明書等を作成しており、入札参加希望者は上記のことに留意して、入札に必要な書類を提出すること。

本入札説明書に添付されている、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」は、入札説明書と一体のもの（以下、これらを「入札説明書等」という。）とする。なお、入札説明書等と、実施方針及び質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先することとする。入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び質問回答書によることとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

上ヶ原浄水場再整備等事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水施設

3 事業目的

市の貴重な自己水源である千苅貯水池を水源とした上ヶ原浄水場は、リスク分散の観点から水系が異なる阪神水道企業団の水系へのバックアップ機能を有しており、さらに位置エネルギーの有効活用が期待できる立地でもある。

しかしながら、浄水場施設の老朽化が進んでおり、次の100年も安定的に神戸へ水を送るためには、再整備が必要であるが、一方で、市では水需要減少による給水収益の減少が進んでおり、整備事業においてのコストの縮減や、運営事業においての効率的な施設運用が必要となっている。

本事業では、上ヶ原浄水場を再整備し、良質な水を安定的に供給する上水道施設（以下「上水施設」という。）を新設するとともに、民間事業者による効率的な施設運用が行われることを目的とする。

4 対象となる事業の概要

本事業は、上ヶ原浄水場を再整備するために、本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が上水施設の設計業務、建設業務、工事監理業務を行った後、上水施設の所有権を市に移転し、維持管理期間を通して上水施設の運転管理業務、保全管理業務（保守点検・修繕等）及びその他施設運用に係る業務（以下「維持管理業務」という。）を実施するものである。

5 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が以下の対象業務を行うこととする。

本事業の対象施設と、選定事業者の行う対象業務及び市が実施する業務は、以下のとおりである。なお、上水施設の維持管理業務については、市が第三者委託を予定していることから、選定事業者は、水道管理業務受託者として受託水道業務技術管理者を置き、維持管理業務を実施することとする。

(1) 対象施設

① 新設する施設（上水施設）

- ア 浄水処理設備（着水井、混和池、フロック形成池、沈澱池、急速ろ過池、粒状活性炭接触池、浄水池等）
- イ 薬品注入設備（薬品注入棟、薬品注入ポンプ、薬品タンク等）
- ウ 排水処理設備（排水池、濃縮槽、脱水機棟、脱水機等）
- エ 電気・計装設備（受変電設備、停電対策設備、監視制御設備、テレメータ設備等）
- オ 事業予定地内配管
- カ 管理棟（中央監視制御室）
（管理棟は他の施設との合築も可とする）
- キ 外構施設（フェンス、門扉等）

② 撤去する施設

- ア 場内の不要な管路
- イ 工水分配井
- ウ 工水沈澱池1号、2号、3号
- エ 薬品注入設備
- オ 電気・計装設備
- カ 既設管理棟
- キ 沈澄池
- ク 着水井
- ケ 電機室

(2) 対象業務

① 統括マネジメント業務

- ア 事業の統括業務
- イ 計画策定業務
- ウ 市との調整業務
- エ 事業者のグループ内の調整業務
- オ モニタリング業務
- カ 業務報告書の作成業務

② 上水施設再整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 工事監理業務

- ③ 上水施設維持管理業務
 - ア 計画策定業務およびセルフモニタリング業務
 - イ 運転管理業務
 - ウ 保全管理業務
 - エ 水質管理業務
 - オ 災害・事故対策業務
 - カ 安全衛生管理業務
 - キ 教育・研修業務
 - ク 施設公開業務
 - ケ 保安業務
 - コ 清掃業務
 - サ 浄水汚泥等の処分業務
 - シ 事業終了後の引継ぎ業務

(3) 市が実施する業務

- ア 原水供給
- イ 事業者への導水量及び必要浄水量の通知
- ウ 水質検査
- エ 事業者のモニタリング（建設モニタリング、運営モニタリング）
- オ サービス対価の支払
- カ 工業用水道事業との調整
- キ 阪神水道企業団との調整

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から 5 年間を整備期間とし、その後の 15 年間は維持管理期間とする。

7 事業スケジュール（予定）

契約締結日	令和 2 年 3 月
整備期間（※）	令和 7 年 3 月末日まで
維持管理期間	令和 7 年 4 月～令和 22 年 3 月末日まで
事業終了	令和 22 年 3 月末日

※整備期間中に約 6 ヶ月程度の試験運転を行うこと。

8 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものとし、事業方式は、選定事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持・管理及び運営を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

第3 応募条件等

1 入札参加者の全体構成

(1) 入札参加者の定義

入札参加者は、次の要件を満たすこととする。

- ア 入札参加者は、本事業を実施することを表明する複数の企業により構成されることとする。
- イ 入札参加者は、あらかじめ代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続きを行うこととする。
- ウ 入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、「キ」に示す特別目的会社から業務を直接受託又は請負する企業を構成企業、うち特別目的会社に出資する企業を出資企業、構成企業から業務を直接受託又は請負することを予定している企業を協力企業として位置付け、入札参加表明書及び参加資格審査書類（以下「入札参加表明書等」という。）の提出時に入札参加者の構成企業及び協力企業を明らかにすることとする。
- エ 構成企業は、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業からなることとする。なお建設業務に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守することとする。
- オ 構成企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることができないこととする。また、協力企業も同様に、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることができないこととする。ただし、落札者の決定後、落札に至らなかった入札参加者の協力企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受託することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ることとする。
- カ 入札参加者は、原則として、本事業の入札への参加の意思を表明した時点から、構成企業の変更は出来ないこととする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。
- キ 選定された入札参加者の構成企業のうち出資企業は、落札者の決定後直ちに本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社を設立する。

2 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の入札参加資格要件（共通）

入札参加者の構成企業及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 市の指名停止処分を受けている者。(資格確認申請書の提出日から落札者決定までの期間)。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2条の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- オ 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第2項の規定による通告がなされている者。
- ク 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ケ 本事業に係る入札支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。なお、入札支援業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・ 株式会社日本総合研究所
（所在地：東京都品川区東五反田二丁目18番1号）
 - ・ 株式会社東京設計事務所
（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目7番1号）
 - ・ 西村あさひ法律事務所
（所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号）

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

入札参加者の構成企業で、設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を行う企業は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。なお、入札参加者の1構成企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものの、建設業務と工事監理業務の兼務は認めない。また、親会社と子会社の関係にある者同士による建設業務と工事監理業務の兼務も認めない。

ア 設計業務を行う構成企業の要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。
- (ウ) 平成 30・31 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (エ) 上水施設の設計業務を行う構成企業は、平成 16 年度以降に完了もしくは受注した実績で、公称能力 10,000 m³/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。
- (オ) なお、(エ)の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

イ 建設業務を行う構成企業の要件

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 経営事項審査の総合評価値が、土木一式工事について 1,200 点以上、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事のそれぞれについて 1,000 点以上の者であること。ただし、各々の担当工事において、実施する企業が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいこととする。
- (ウ) 平成 30・31 年度神戸市競争入札参加資格者名簿の「土木一般」、「建築一般」、「電気一般」、「管一般」、「機械器具設置」、「水道施設」のいずれかに登録されていること。
- (エ) 上水施設の建設業務を行う構成企業は、平成 16 年度以降に完了もしくは受注した実績で、公称能力 10,000 m³/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績（ただし、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。ただし、建設業務を行う企業が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいこととする。
- (オ) なお、(エ)の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

ウ 工事監理業務を行う構成企業の要件

(ア) 上記ア 設計業務を行う構成企業の要件と同等のものとする。

エ 維持管理業務を行う構成企業の要件

(ア) 平成 30・31 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 経営事項審査の総合評定値が、機械器具設置工事について 1,000 点以上の者であること。ただし、各々の担当工事において、実施する者が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいこととする。

(ウ) 上水施設の維持管理業務を行う企業は、平成 16 年度以降に完了もしくは受注した実績で、公称能力 10,000 m³/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の維持管理業務実績（元請としての実績を有すること）があること。ただし、維持管理業務の実施を担う企業が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいこととする。

(3) 入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

ア 入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、当該入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができることとする。

イ 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と事業契約を締結しないものとし、これにより入札参加者が被る損害等について市は一切責を負わないこととする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、当該入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と事業契約を締結することとする。

3 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したこととする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属することとする。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場所で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(4) 市からの提示資料の取扱い

入札参加者は、市が提供する資料について、本入札参加検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

4 選定方法及びスケジュールについて

(1) 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業は、民間事業者に上水施設の設計、建設、工事監理、維持管理並びにこれらに付随し、関連する全ての業務の実施を求めるものである。事業期間も長期間にわたることから、選定事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号））により事業者を選定する予定である。

また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、以下「WTO協定」という）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。市ホームページのアドレスは、「第8 4 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照すること。

ア	入札公告（入札説明書等の公表）	令和元年 6月7日
イ	入札説明書等の説明会及び現地見学会の受付	令和元年 6月7日～12日
ウ	入札説明書等の説明会及び現地見学会	令和元年 6月17日
エ	参加資格要件に関する質問の受付	令和元年 6月18日～21日
オ	入札説明書等に関する質問の受付	令和元年 6月18日～28日
カ	参加資格要件に関する質問の回答	令和元年 6月28日
キ	入札説明書等に関する質問の回答	令和元年 7月12日
ク	入札参加表明書及び資格審査書類の受付	令和元年 7月16日～19日
ケ	資格審査結果の通知	令和元年 7月26日
コ	提案書の受付	令和元年 10月7日～11日
サ	入札参加者に対するヒアリングの実施	令和元年 12月下旬
シ	総合評価の実施	令和元年 12月下旬
ス	落札者の決定	令和元年 12月下旬
セ	審査講評の公表	令和2年 1月中旬
ソ	基本協定の締結	令和2年 1月下旬
タ	特別目的会社の設立	令和2年 2月上旬
チ	事業契約の締結	令和2年 3月下旬

5 応募手続等

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、入札公告と同時に、市のホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、以下の書類については、CD-Rにより直接希望者に貸与するものとし、希望者は貸与資料借用書（様式0-1）を市に提出した上、下記の貸与場所に受け取りに来ること。貸与は、各社1部のみとする。

市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意することとする。また、希望者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却することとする。貸与された資料を複写等した場合には、複写資料廃棄届（様式0-2）に、必要な事項を記載の上、期日までに適正に破棄することとする。

返却の方法については別途、指示することとする。

ア 貸与書類

以下の書類を希望者に直接貸与する。貸与方法については、データを記憶させた電子媒体（CD-R）の貸与とする。

貸与資料一覧

	図名	データ	拡張子	公表日
1 .	地質調査結果(H29 年度委託)	電子	PDF,CAD	令和元年6月7日
2 .	工水工事資料	電子	PDF	令和元年6月7日
3 .	事業予定地境界図	電子	PDF	令和元年6月7日
4 .	現況測量図	電子	PDF	令和元年6月7日
5 .	緑地範囲	電子	PDF	令和元年6月7日
6 .	現況場内配管図	電子	PDF,CAD	令和元年6月7日
7 .	水安全計画	電子	PDF	令和元年6月7日
8 .	危機管理対策マニュアル	電子	PDF	令和元年6月7日
9 .	平成 20～29 年度 原水水質データ(千苺貯水池)	電子	PDF	令和元年6月7日
10 .	平成 20～29 年度 活性炭処理水質データ(千苺浄水場)	電子	PDF	令和元年6月7日
11 .	平成 20～29 年度 排水処理運転データ(千苺浄水場)	電子	PDF	令和元年6月7日

関連施設資料一覧

	図名	データ	拡張子	公表日
1 .	事業予定地内管路	電子	PDF	令和元年6月7日
2 .	工水分配井	電子	PDF	令和元年6月7日
3 .	工水沈殿池1号	電子	PDF	令和元年6月7日
4 .	工水沈殿池2号	電子	PDF	令和元年6月7日
5 .	工水沈殿池3号	電子	PDF	令和元年6月7日
6 .	既設管理棟	電子	PDF	令和元年6月7日
7 .	沈澄池	電子	PDF	令和元年6月7日
8 .	着水井	電子	PDF	令和元年6月7日
9 .	電機室	電子	PDF	令和元年6月7日
10 .	その他	電子	PDF	令和元年6月7日

イ 貸与受付期間

令和元年 6 月 7 日～12 日 (※貸与期間以外での貸与は行わない。)

ウ 貸与場所

神戸市水道局計画調整課

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 (市役所 4 号館 6 階)

対応時間：午前 8:45～12:00、午後 1:00～5:30

エ 対象者

入札説明書等の説明会及び現地見学会へ申し込みを行ったもの者。

オ 返却期間

令和元年 7 月 16 日～19 日（※郵送可）

カ 返却場所

同上

(2) 入札説明書等の説明会及び現地見学会の申し込み・実施

入札に参加しようとする民間事業者を対象に、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を以下の通り開催する。説明会及び現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は、別紙 1「入札説明書等の説明会及び現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認すること。

ア 開催日時 令和元年 6 月 17 日（月） 10 時～17 時

イ 開催場所 上ヶ原浄水場にて実施する。

ウ 参加者 本事業に参加を希望する民間事業者
応募状況により、1 社あたりの人数を制限する場合がある。

エ 申込方法 入札説明書等の説明会及び現地見学会参加申込書（様式 0-3）に、必要な事項を記載の上、令和元年 6 月 12 日（水）までに、郵送又は電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。（参加申込書のファイル形式は Microsoft Word とする。）

オ 申込先 「第 8-4 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

カ 留意事項 現地では、入札説明書等を配布しないため、各参加者において持参すること。また会場には参加者用の駐車場を設けるので、車で来場する場合には事前に連絡すること。

(3) 入札説明書等のうち、参加資格要件に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容のうち、参加資格要件に関する意見・質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による意見・質問の提出は無効とする。

- ア 受付期間 令和元年6月18日(火)～21日(金)午後5時まで
- イ 受付方法 質問の内容を簡潔にまとめ、参加資格要件に関する質問書(様式1-1)に記入し社印を押印して提出すること。また記入したデータも必ず提出することとし、使用する様式のファイル形式(Microsoft Excel形式)は変更しないこと。
- ウ 提出方法 郵送及び電子メール
- エ 提出場所 「第8-4 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。
- オ 回答方法 令和元年6月28日(金)に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないこととする。

(4) 入札説明書等のうち、参加資格要件以外に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容のうち、参加資格要件以外に関する意見・質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による意見・質問の提出は無効とする。

- ア 受付期間 令和元年6月18日(火)～6月28日(金)午後5時まで
- イ 受付方法 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書(様式1-2)に記入し社印を押印して提出すること。また記入したデータも必ず提出することとし、使用する様式のファイル形式(Microsoft Excel形式)は変更しないこと。
- ウ 提出方法 郵送及び電子メール
- エ 提出場所 「第8-4 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。
- オ 回答方法 令和元年7月12日(金)に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないこととする。

(5) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

- ア 受付期間 令和元年7月16日(火)～7月19日(金)午後5時まで
- イ 受付方法 持参により提出すること。
なお、表には「上ヶ原浄水場等再整備事業に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。
- ウ 提出場所 「第8-4 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。
- エ 提出部数 正本1部及び副本1部を提出すること。

(6) 資格審査結果通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行う。資格審査の結果、入札参加資格を満たす入札参加希望者（以下「資格審査通過者」という。）及び入札参加資格がないと認められた入札参加希望者に対して、資格審査結果通知書を送付する。

市は、資格審査を行った結果を令和元年7月26日（金）に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求められることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(7) 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により「入札書」及び「入札金額内訳書」（様式集 様式4-1～4-2）等（以下「入札書等」という。）、入札書等を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

① 入札書等の提出

ア 受付期間 令和元年10月7日（月）～令和元年10月11日（金）

イ 提出方法 持参により提出すること。

入札書等は、外部から内容が見えない荷姿とし、表には「上ヶ原浄水場再整備等事業に係る入札書等在中」と朱書きのうえ、入札書に押印した印鑑と同じ封印をし、提出すること。

ウ 提出先 資格審査結果と合わせ通知する。但し、資格審査通過者に限る。

エ 提出部数 1部提出すること。

② 事業提案書等の提出

ア 受付期間 令和元年 10 月 7 日（月）～令和元年 10 月 11 日（金）

イ 提出方法 持参により提出すること。

事業提案書等は、外部から内容が見えない荷姿とし、表には「上ヶ原浄水場再整備等事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出先 「第 8 4 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

エ 提出部数 正本 1 部及び副本 10 部を提出すること。

なお、正本は別添資料も含めて入札参加者がわかるように記載し、副本は正本から入札参加者名及び入札参加者名を類推できる表現・ロゴ等を外したものとする。また、電子データについては、正本 1 部及び副本 2 部とする。

オ 受付番号 資格審査結果と合わせ通知する。但し、資格審査通過者に限る。

③ 落札者の決定

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うこととする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

ア 確認日時 令和元年 12 月下旬（※詳細な日程、時間は、資格審査結果と合わせ通知する。但し、資格審査通過者に限る。）

イ 確認場所 神戸市役所 4 号館 802 会議室

6 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意事項

ア 入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できない。

イ 入札には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集 様式 4-3～4-4）を合わせて持参すること。

ウ 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはいけない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を取る。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- イ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ウ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- エ 委任状が提出されていない代理人の入札
- オ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- カ 入札者が他の入札者の代理をした入札
- キ 入札者が談合した入札
- ク 記名押印を欠いた入札
- ケ 入札金額を訂正した入札
- コ 入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- サ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- シ 電送及び電話による入札
- ス その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(3) 予定価格

予定価格は以下のとおりとする。市の算定根拠は公表しない。

14,850,000,000 円（消費税 10%及び地方消費税を含む。）

(4) 入札辞退に関する提出書類

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集 様式 3-5）を提出すること。

- ア 提出方法 持参により提出すること
- イ 提出先 「第 8-4 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によることとする。

2 事業者選定評価委員会の設置

市は、事業者提案の審査に際して、学識経験者等により構成する上ヶ原浄水場再整備等事業者選定評価委員会（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、委員は次のとおり。

委員名（敬称略）	所属・役職等
柳川 隆	神戸大学大学院経済学研究科 教授
伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科 教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
鋤田 泰子	神戸大学大学院工学研究科 准教授
児玉 成二	水道局 副局長

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、事業者選定評価委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これらの禁止事項に抵触したと市及び事業者選定評価委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

3 審査の内容

市は、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、入札価格を基に評価する定量的評価と、提案内容を基に評価する定性的評価とを実施し、事業提案書等の内容について総合的に審査を行うこととする。なお、定量的評価に際しては、事業者選定評価委員会にて委員の評価を得て、その評価を基に市が取りまとめることとする。

また、審査の過程において入札参加者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（実施日時、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定である。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

4 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

5 落札者の決定

市は、提案内容を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定する。また、落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知する。

6 審査結果及び評価公表

市は、審査の結果及び評価について、以下の事項を市ホームページを通じて公表する。

(1) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果を市ホームページを通じて公表する。

(2) 落札の無効

神戸市水道局契約規定第 14 条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効する。

(3) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

7 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

神戸市水道局計画調整課

第5 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

- ア 令和7年3月末までに、設計業務、建設業務、工事監理業務を完了の上、市に上水施設を引き渡すこと。
- イ 令和7年4月以降、上水施設の維持管理業務を遂行すること。
- ウ 入札説明書等、事業提案書等、その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市は、選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。選定事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 協議事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置等は想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。なお、選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

ウ その他の支援に関する事項

市は、選定事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力する。

2 市の支払に関する事項

市は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を選定事業者に支払う。サービス対価の構成、支払方法等については別紙2「サービスの対価の支払方法」、別紙3「サービス対価の変更」、及び別紙4「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等」に示す。

3 選定事業者の収入

市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、上水施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、整備期間における統括マネジメント業務に係る対価（以下「設計・建設等のサービス対価」という。）及び上水施設の維持管理業務と維持管理期間の統括マネジメント業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払う。

(1) 設計・建設等のサービス対価

上水施設の設計・建設等のサービス対価については、整備期間の年度ごとに支払う。

(2) 維持管理のサービス対価

上水施設の維持管理のサービス対価については、維持管理期間に渡り四半期ごとに支払う。

4 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金として、以下の(ア)及び(イ)の合計金額を事業契約締結時に納付すること。

(ア) 設計・建設等のサービス対価総額の 10%以上

(イ) 維持管理のサービス対価総額の 10%以上

イ 契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とする。

(ア) 契約保証金が免除される場合

- ・ 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること。）
- ・ 特別目的会社を被保険者とする履行保証保険契約の締結（選定事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定すること。）

(イ) 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

- ・ 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の 80%に相当する金額が上記アに規定する契約保証金額以上であることを要する。）
- ・ 統括マネジメント業務、事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

ウ 上記ア(ア)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、上水施設の引渡し時に返還する。

エ 上記ア(イ)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本契約の終了後に返還する。

6 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。選定事業者が担当する業務については、原則として選定事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、原則として市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、入札説明書等を踏まえた選定事業者による事業提案書等及び事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

7 特別目的会社に関する取扱い

市は、特別目的会社との間で事業契約を締結する。この際、落札者の構成企業は事業提案書等において各構成企業が請負又は受託することとなっている業務を、特別目的会社から請負又は受託することとする。なお、特別目的会社は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。

なお、構成企業からの特別目的会社に対する出資は、株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有し、かつ、構成企業以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

代表企業は、構成企業における最大出資者かつ、株主総会における全議決権の 3 分の 1 を超える議決権を保有すること。

また、選定事業者からの提案内容に基づき予め市が承諾した場合に限り、議決権株式の譲渡により代表企業を交代することを認めることとする。当該代表企業の交代を認める条件については、別紙 5「代表企業交代の要件」に示す。

第6 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、本事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、選定事業者が定められた業務を確実に実行し、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認する。モニタリングに要する費用のうち、選定事業者が行う作業等に必要な費用は、選定事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、別紙4「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等」の規定に従ってサービス対価の減額を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、別添資料「要求水準書」及び「事業契約書（案）」を参照すること。

2 事業期間中の選定事業者と市の関わり

本事業は、選定事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

市は、原則として選定事業者の代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて各業務を担当する構成企業と直接、連絡調整を行う場合がある。この場合、市は当該連絡調整内容について、代表企業に報告を行うこととする。

第7 契約の考え方

1 基本協定の締結

落札者と市は、落札後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結することとする。

2 契約手続き

ア 落札者と市は、基本協定の締結後、事業契約書の内容について協議を行い、令和2年3月末日までに事業契約を締結するよう努めることとする。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業提案書等の内容を変更できないことに留意すること。

イ 落札者は事業契約の締結までに特別目的会社を設立する。

3 事業契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び事業提案書等の内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき統括マネジメント業務、事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

4 入札金額と契約金額

落札者が提案した入札金額（落札金額）に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を契約金額とする。

5 議会への報告

市は、本事業の契約の締結について、議会にて報告する。

第8 その他

1 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

2 特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者がいない、若しくはいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、その旨を速やかに市ホームページで公表する。

3 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

4 入札説明書等に関する問い合わせ先

担当部局	神戸市水道局計画調整課
郵便番号	〒650-8570
住 所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所4号館6階）
電 話	078-322-5875
F A X	078-322-6179
H P	http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/uegahara_saiseibi.html
電子メール	uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp